

島根県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、介護人材確保や事業所の経営改善に向けた取組のほか、地域の実情に応じた訪問介護等サービスの提供体制の確保・強化のための取組を、島根県が地域の特性や事業所規模等に応じてきめ細かく支援することで、訪問介護等サービスの提供体制確保に向けた総合的な対策を行うことを目的とする。

2 対象事業所

対象事業所は、3の（１）及び（２）に掲げるそれぞれの事業内容ごとに下記のとおりとする。

3（１）

訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所（以下「事業所」という。）

3（２）ア

通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所（以下、「通所介護事業所等」という。）

3（２）イ

訪問介護事業所

3 事業内容

訪問介護等事業所は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

（１）人材確保体制構築支援事業及び経営改善支援事業

①人材確保体制構築支援事業

ア 研修体制の構築の支援

訪問介護員等希望者の裾野を拡大し、経験年数の短い訪問介護員等でも安心して働き続けられるよう、訪問介護事業所等が行う訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用
- ・ 介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
- ・ 職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるもの

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告

示第83号)」の第1号に定める地域をいう。以下同じ。)及び離島等地域(「厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)」に掲げる地域をいう。以下同じ。)に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 離島等地域に所在する訪問介護事業所等で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費
- ・ 中山間地域等・離島等に所在する訪問介護事業所等で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出席する場合の移動に係る経費

ウ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

訪問介護事業所等における経験年数の長い訪問介護員等の技術を着実に継承するため、当該訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短い訪問介護員等の個々の状況により、訪問介護事業所等により適切に判断すること。

エ その他人材確保体制構築に必要な支援

アからウのほか、その目的の範囲内において、人材確保体制構築のために有効であると知事が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

②経営改善支援事業

ア 経営改善の支援

事業所が個別にコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員を雇用するための経費を対象とする。

イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

訪問介護員等の雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等(勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤の訪問介護員等をいう。以下同じ。)の常勤化を促進するために要する経費を対象とする。

【対象経費の例】

- ・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等(法定福利費等を含む)の差額の経費
- ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤の訪問介護員等を雇用する際に生じる賃金等

の差額の経費

ウ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

訪問介護事業所等が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。

エ その他経営改善に必要な支援

アからウのほか、その目的の範囲内において、経営の安定化のために有効であると知事が認めた取組に要する経費を対象とする。ただし、他の補助金等の対象となる支援は除くものとする。

（２）地域の体制づくり支援事業

ア 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援

訪問介護サービスの提供体制が不十分な地域に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に必要となるアドバイザーの派遣等経費や必要な備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営安定化の支援に必要な経費を対象とする。

なお、訪問機能の追加とは、指定訪問介護のほか、基準該当サービスや離島等相当サービスとして指定訪問介護に相当するサービスを提供する事業所を併設する場合を含む。

【対象事業所の要件】

訪問介護事業所が１か所もない地域又は必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や異動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等

【対象経費の例】

（ア）訪問機能の導入に係る経費

- ・ 電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用
- ・ 事業所のホームページの改修や、地域住民等への広告に係る費用
- ・ 新たに訪問介護員等を配置するために必要な採用に係る費用

（イ）訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費

- ・ 訪問機能の導入から収入の安定が見込まれるまでの機関（※）、訪問１回につき定額の補助を行うための費用

（※）訪問回数が300回／月に達するまで（導入後６か月間を上限とする）

イ 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援

中山間地域や離島等の人口減少地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が

可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、備品の購入経費等の初期費用に加えて、一定期間の経営の安定化の支援に必要な経費を対象とする。

なお、サテライトの設置に当たっては、介護保険最新情報Vol. 1455「訪問介護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について」を参照するほか、本体の事業所とサテライトの間の距離が遠距離の場合等には、業務の効率化や効果的な連携体制確保の観点から、ＩＣＴ機器やケアプランデータ連携システムの活用について、十分な検討を行うこと。

【対象地域の要件】

中山間地域等・離島等地域を基本とする。

【対象経費の例】

（ア）サテライトの設置に係る経費

- ・ 備品（机、椅子、パソコン、通信機器等）購入費用
- ・ 訪問用自転車など移動手段の確保に係る費用
- ・ サテライトを設置する土地や建物等の賃借に係る一時金（敷金、礼金等）

（イ）サテライト設置後の一定期間（※）の経営安定化の支援に係る経費

- ・ サテライトを設置する土地や建物等の賃借料
- ・ 職員がサテライトに勤務するための交通地（離島等への船代含む）やガソリン代、宿泊料等に係る費用

（※）設置後6か月間を上限とする。

4 補助基準額

本事業の補助対象となる訪問介護事業所等ごとの補助額は、3の（１）及び（２）に掲げるそれぞれの事業内容ごとに、実支出額と次に定める補助基準額を比較して少ない方の額とする。

（１）3の（１）人材確保体制構築支援事業及び経営改善支援事業

①人材確保体制構築支援事業

ア 研修体制の構築の支援

1事業所当たり 10 万円

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

1事業所当たり 30 万円

ウ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

（ア）中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合

30 分未満の同行支援 1 回につき3,500 円

30 分以上の同行支援 1 回につき5,000 円

(経験年数の短い訪問介護員等 1 人につき30 回まで)

(イ) 中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合

30 分未満の同行支援 1 回につき2,500 円

30 分以上の同行支援 1 回につき4,000 円

(経験年数の短いヘルパー 1 人につき30 回まで)

エ その他人材確保体制構築に必要な支援

1 事業所当たり 知事が必要と認める額

②経営改善支援事業

ア 経営改善の支援

1 事業所当たり 40万円

イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき1 月当たり10 万円 (3か月まで)

ウ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

1 事業所当たり 30 万円

エ その他経営改善に必要な支援

1 事業所当たり 知事が必要と認める額

(2) 3の(2)地域の体制づくり支援事業

ア 通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援

(ア) 訪問機能の導入に係る経費

1 事業所当たり 150万円

(イ) 訪問機能後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費

訪問1回当たり 1,000円

イ 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援

(ア) 訪問介護事業所のサテライトの導入に係る経費

サテライト1箇所当たり 150 万円

(イ) サテライト導入後、一定期間の経営安定化の支援に係る経費

サテライト1箇所当たり 100 万円

5 その他留意事項

(1) 補助の申請手続

- ・ 経費の補助を受けようとする訪問介護事業所等は、当該事業所の所在地を島根県に置く場合、島根県に対してその旨の申請を行う。
- ・ 複数の事業所を有する法人については、同一の事業所が島根県に所在する場合、一括して申請することができる。

(2) 経費の算定

- ・ 訪問介護事業所等は、３（１）及び（２）両方の補助を受けることができる。
- ・ この実施要綱に基づき実施する事業に必要な経費（他の補助金等の対象となる支援は除く。）については、別に定める交付要綱により、予算の範囲内で補助を行うことができるものとする。

附 則

- １ この要綱は、令和７年３月２８日から施行し、令和７年４月１日から適用する。
- ２ この要綱は、令和７年７月２３日から施行する。
- ３ この要綱は、令和８年９月１７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。